

父子家庭の皆様へ

「児童扶養手当(父子手当)及び医療費助成制度はご存じですか」

児童扶養手当法の改正に伴い、平成22年8月1日から児童扶養手当が母子家庭の母に加え父子家庭の父にも支給されるようになりました。

児童扶養手当を受給するためには、申請を行う必要がありますので、下記事項をご確認のうえ、お早めにお問い合わせください。

※本制度の詳細を市HPに掲載しておりますので、併せてご参照ください。

父子家庭の支給要件

次の①～⑤のいずれかに該当する児童(18歳に達する年度までの間にある者)について、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②母が死亡した児童
- ③母が一定程度の障害の状態にある児童
- ④母の生死が明らかでない児童
- ⑤その他(母が1年以上遺棄している児童、母が1年以上拘禁されている児童等)

※上記の要件に該当していても、公的年金を受けている場合や事実婚の状態であるとき等、認定できない場合もありますので窓口でご相談ください。



手当額(月額)

	全部支給	一部支給
児童が1人の場合	月額 41,020円	月額 41,010円～9,680円
2人目	上記の金額に5,000円加算	
3人目以降	上記の金額に1人につき3,000円加算	

※一部支給額は所得額に応じて決定されます。

支給の制限

本人及び家族(同居する親、兄弟等)の所得が限度額を超えた場合は支給停止となる場合があります。(限度額は扶養親族の数等により異なります。)

母子及び父子家庭等医療費助成制度について

本制度は、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的に、医療費の一部を助成(払い戻し)する制度です。

この制度を受給するためには、児童扶養手当の認定時に申請が必要です。また、公的年金受給のため、児童扶養手当の受給資格がない方においても、本制度を受給できる場合がありますので、お問い合わせください。

【お問い合わせ】 うるま市役所本庁2階 児童家庭課窓口 ☎973-4983